

緊急を要する援助の要求の事務処理に関する規程

平成7年6月14日

都公委規程第8号

存続期間

〔沿革〕平成25年3月 都公委規程第1号

令和4年10月 同第4号改正

(目的)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項に基づく援助の要求に係る東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を警視総監に処理させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(事務処理)

第2条 警視総監は、大規模な災害又は人命に関わる重大事件が発生し、又は正に発生しようとしている場合であって、真に緊急を要し公安委員会の決定を受けることができないときは、援助の要求に係る事務を処理することができる。

(処理方法)

第3条 警視総監は、この規程により事務を処理する場合は、全て公安委員会名をもってこれを行い、速やかに公安委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成7年6月14日から施行する。

附 則（令和4年10月都公委規程第4号）

この規程は、令和4年10月15日から施行する。